

○「チームとしての学校」が求められる背景

社会の変化と学校を取り巻く状況の変化

○ 多様化・複雑化する子供の状況への対応

- ・いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育への対応など、子供を取り巻く環境が**複雑化・困難化**
- ・貧困問題への対応や地域活動など、**学校に求められる役割も拡大**

○ 新しい時代に求められる資質・能力を育むための教育課程の改善

- ・「社会に開かれた教育課程」を実現するため、「アクティブ・ラーニング」の視点を踏まえた**不断の授業方法の見直し等による授業の改善と**、「カリキュラム・マネジメント」を通じた**組織運営の改善を推進**

我が国の教職員の現状

- ・我が国の学校は、**教員以外の専門スタッフの配置**が諸外国と比べて**少ない**
- ・我が国の教員は、学習指導や生徒指導等、**幅広い業務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導**している

- 教員が自らの専門性を発揮し、より一層、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるよう、**指導体制の充実を図るとともに、心理や福祉等の専門スタッフを配置**し、様々な業務を**連携・分担してチームとして職務を担う**体制を整備(その際、国立学校・私立学校にも配慮)
⇒ **学校の教育力・組織力を向上させ、一人一人の子供の状況に応じた教育を実現**

○「チーム学校」を実現するための視点とその方策

視点1 専門性に基づくチーム体制の構築 (教員、事務職員、専門スタッフ等が連携・分担し、それぞれの専門性を発揮できる体制の構築)

- 多様な専門スタッフが子供への指導に関わることで、**教員のみが子供の指導に関わる現在の学校文化を転換**

(制度関連)

- 心理的・福祉的な専門スタッフの**学校における位置付けを明確にし、配置充実につなげるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを法令に位置付け**
- 教員以外に、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができるよう**部活動指導員(仮称)等を法令に位置付け**
- 地域との連携の推進を担当する**地域連携担当教職員(仮称)を法令上明確化**

(予算関連)

- アクティブ・ラーニングの視点からの学びの推進や特別支援教育等に対応するために**必要な教職員定数措置の拡充**
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを将来的に**教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを検討**
- 部活動指導員(仮称)を任用する際の必要な研修について検討
- 医療的ケアを行う看護師等の配置を促進

視点2 学校のマネジメント機能の強化 (校長がリーダーシップを発揮できる体制の整備)

- 多様な専門スタッフをひとつのチームとしてまとめるために、これまで以上に**学校のマネジメントを確立、学校の組織力・教育力を向上**

(制度関連)

- 学校教育法上の**事務職員の職務規定の見直し**
- 主幹教諭育成のため**実践的な研究プログラムを開発**
- 事務機能強化の推進のため**事務の共同実施組織を法令上明確化**

(予算関連)

- 事務職員の配置の更なる拡充を実施
- 管理職を補佐する**主幹教諭配置促進のための加配措置の拡充**

(その他)

- 管理職研修の充実のための**プログラムの開発**

視点3 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備 (教職員の人材育成や業務改善等の取組を推進)

(その他)

- 「**学校現場における業務改善のためのガイドライン**」等を活用した**研修の実施**
- 文部科学大臣優秀教職員表彰において、**学校単位等の取組を表彰**
- 人事評価の結果を任用・給与などの**処遇や研修に適切に反映**

(予算関連)

- アクティブ・ラーニングの視点からの学びの推進等のために必要な研修が実施されるよう、**小規模市町村における指導主事配置を支援**
- 弁護士等の専門家による「**問題解決支援チーム**」を教育委員会が**設置することへの支援**

チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申（案））【骨子】

1. 「チームとしての学校」が求められる背景

（教育活動の更なる充実の必要性）

我が国の教員は、学習指導、生徒指導等、幅広い業務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導し、高い成果を上げている。一方で、新しい時代の子供たちに必要な資質・能力を育むためには、教育活動の更なる充実が求められている。

（学習指導要領改訂の理念を実現するための組織の在り方）

子供たちに、必要な資質・能力を育むためには、学校が、社会や世界と接点を持ちつつ、多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことができる開かれた環境となることが不可欠であり、これからの教育課程には、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化に目を向け、柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」としての役割が期待されている。

この理念を実現していくためには、各学校において、「アクティブ・ラーニング」の視点を踏まえた 不断の授業方法の見直し等による授業改善と「カリキュラム・マネジメント」を通じた組織運営の改善に一体的に取り組むことが重要である。

さらに、「コミュニティ・スクール」や多様な地域人材等と連携・協働して、家庭や地域社会を巻き込み、教育活動を充実していくことが大切である。

（複雑化・多様化した課題）

その一方で、社会や経済の変化に伴い、子供や家庭、地域社会も変容し、生徒指導や特別支援教育等に関わる課題が複雑化・多様化しており、学校や教員だけが課題を抱えて対応するのは、十分に解決することができない課題も増えている。

また、我が国の子供の貧困の状況が先進国の中でも厳しいということも明らかとなっており、学校における対応が求められている。

（我が国の学校や教員の勤務実態）

国際調査等によると、我が国の教員は、授業に関する業務が大半を占めている欧米の教員と比較すると、授業や生徒指導など様々な業務を行っていることが明らかとなっており、勤務時間も国際的に見て、長いという結果が出ている。

（「チームとしての学校」の必要性）

学校が、複雑化・多様化した課題を解決し、子供に必要な資質・能力を育てていくためには、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げるとともに、必要な指導体制を整備することが必要である。

その上で、生徒指導や特別支援教育等を充実していくために、学校や教員が心理や福

社等の専門スタッフ等と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要である。

このような「チームとしての学校」の体制を整備することによって、教職員一人一人が自らの専門性を発揮するとともに、心理や福祉等の専門スタッフ等の参画を得て、課題の解決に求められる専門性や経験を補い、子供の教育活動を充実していくことが期待できる。

2. 「チームとしての学校」の在り方

(1) 「チームとしての学校」を実現するための3つの視点

「チームとしての学校」を実現するためには、次の3つの視点に沿って施策を講じていくことが重要である。なお、本答申は、幼稚園から高等学校等の学校を対象としているが、具体の在り方については、学校種や学校の実態等を踏まえ検討する必要がある。

① 専門性に基づくチーム体制の構築

教員が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むため、指導体制の充実が必要である。加えて、心理や福祉等の専門スタッフについて、学校の職員として、職務内容等を明確化し、質の確保と配置の充実を進めるべきである。

② 学校のマネジメント機能の強化

専門性に基づく「チームとしての学校」が機能するためには、校長のリーダーシップが重要であり、学校のマネジメント機能を今まで以上に強化していくことが求められる。そのためには、優秀な管理職を確保するための取組や、主幹教諭の配置の促進や事務機能の強化など校長のマネジメント体制を支える仕組みを充実することが求められる。

③ 教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備

教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようにするためには、人材育成の充実や業務改善の取組を進めることが重要である。

(2) 「チームとしての学校」と家庭、地域、関係機関との関係

我が国の学校や教員は、多くの役割を担うことを求められており、子供に対して総合的な指導が可能であるという利点がある反面、役割や業務を際限なく担うことにもつながりかねない側面がある。

学校と教員の役割は、子供に必要な資質・能力を育むことであることから、学校と家庭や地域との連携・協働により、共に子供の成長を支えていく体制を作り、学校や教員が、必要な資質・能力を子供に育むための教育活動に重点を置いて、取り組むことができるようにしていくことが重要である。

(3) 国立学校や私立学校における「チームとしての学校」

「チームとしての学校」を国・私立学校において推進するに当たっては、行政は、その位置付け等に配慮し、各学校の取組に対する必要な支援を行うことが重要である。

3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策

(1) 教職員の指導体制の充実

① 教職員の指導体制の充実

- ・ 国，教育委員会は，教員が自らの専門性を発揮するとともに，授業準備や研修等に時間を充てることにより，その資質を高めることができるよう，教員の業務を見直し，事務職員や専門スタッフの活用を推進する。
- ・ 国，教育委員会は，「アクティブ・ラーニング」の視点を踏まえた不断の授業方法の見直し等による授業改善や，いじめ，特別支援教育等に対応するため，必要な教職員定数の拡充を図る。

② 教員以外の専門スタッフの参画

i) 心理や福祉の専門性等を有する専門スタッフ

- ・ 国は，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校等において必要とされる標準的な職として，職務内容等を法令上，明確化することを検討する。
- ・ 国は，教育委員会や学校の要望等も踏まえ，日常的に相談できるよう，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充，資質の確保を検討する。

ii) 授業等において教員を支援する専門スタッフ

- ・ 国，教育委員会は，ICT活用のスキルを持った専門人材等の確保，活用を図りつつ，ICT支援員を養成し，学校への配置の充実を図る。
- ・ 国，教育委員会は，資格・養成の在り方の検討や研修の実施など，学校司書の専門性を確保する方策を検討・実施するとともに，その配置の充実を図る。
- ・ 国，教育委員会は，効果的なティーム・ティーチングが可能となるよう外国語指導助手の指導力向上のために必要な研修を実施する。
- ・ 国は，JETプログラムによる外国語指導助手の配置について，所要の地方財政措置を講じる。地方公共団体は，JETプログラムの積極的活用を図るとともに，学校や教職員をサポートする英語の専門人材に対する支援の充実を検討する。
- ・ 国は，多彩な人材の積極的参加による地域ぐるみの教育を推進するため，学校や教職員をサポートするスタッフを配置する地方公共団体に対する支援の充実を検討する。

iii) 部活動に関する専門スタッフ

- 国は、学校が、地域や学校の実態に応じ、部活動等の指導体制を整えることができるよう、教員に加え、部活動等の指導・助言や各部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことを職務とする職員を部活動指導員（仮称）として、法令上に位置付けることを検討する。
- 教育委員会等は、部活動指導員（仮称）の任用に際して、指導技術に加え、学校全体や各部の活動の目標や方針、生徒の発達段階に応じた科学的な指導等について理解させるなど必要な研修を実施することを検討する。

iv) 特別支援教育に関する専門スタッフ

- 国は、医療的ケアを必要とする児童生徒の増加に対応するため、特別支援学校における看護師等配置に係る補助事業を拡充し、配置人数を増加させる。
- 国は、特別支援教育支援員について、配置実績に応じた所要の地方財政措置を講じる。

③ 地域との連携体制の整備

- 国は、地域の力を生かした学校教育の充実や学校全体の負担軽減、マネジメント力の向上を図るため、学校内において地域との連携の推進を担当する教職員を地域連携担当教職員（仮称）として法令上明確化することを検討する。

(2) 学校のマネジメント機能の強化

① 管理職の適材確保

- 国、教育委員会は、校長がリーダーシップを発揮し、学校の教育力を向上させていくため、副校長の配置や教頭の複数配置など、校長の補佐体制を強化するための取組を検討する。
- 国、教育委員会は、副校長及び教頭が力を発揮することができるよう、教頭と事務職員の分担の見直しなど事務体制の整備や、主幹教諭の配置等の取組を進める。
- 国は、教育委員会が実施する管理職研修の充実のため、プログラムの開発など必要な支援を行う。

② 主幹教諭制度の充実

- 国は、主幹教諭が本来、期待される役割を十分に担い、校長、副校長、教頭を補佐し、主幹教諭のさらなる配置を促進するための加配措置を拡充することを検討する。

③ 事務体制の強化

- 国は、事務職員の職務規定等を見直し、事務職員が、学校における総務・財務等の専門性等を生かし、学校運営に関わる職員であることについて法令上、明確化することを検討する。
- 学校事務体制の強化を図るための定数措置など、事務体制の一層の充実を図る。
- 国は、事務機能の強化を推進するため、事務の共同実施組織について、法令上、明確化することを検討する。
- 国は、事務職員が、管理職を補佐して学校運営に関わる職として、自らの専門性を伸ばしていくことができるよう、事務職員を対象とした研修プログラムを教育委員会や事務職員の関係団体等と協力して開発するとともに、開発したプログラムをもとにした各教育委員会における研修の実施を支援する。

(3) 教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備

- 教育委員会は、評価者研修を実施するとともに、地方公務員法の趣旨を踏まえ、人事評価の結果を任用・給与などの処遇や研修に適切に反映させることによって、教職員一人一人の成長を促していく取組を進める。
- 国は、文部科学大臣優秀教職員表彰について、教職員個人だけでなく、学校単位、分掌単位等の取組を表彰することを検討する。あわせて、表彰された教職員の実践や指導力を活用する方策を検討する。

② 業務環境の改善

- 国は、「学校現場における業務改善のためのガイドライン」(平成27年7月27日 文部科学省)等を活用した研修を実施することなどにより、教育委員会の業務改善を支援する。
- 教育委員会、学校は、「教職員のメンタルヘルス対策について(最終まとめ)」(平成25年3月29日 教職員のメンタルヘルス対策検討会議)等も参考に、メンタルヘルスに係る一次予防や復職支援等に取り組む。

③ 教育委員会等による学校への支援の充実

- 国、都道府県は、小規模の市町村において指導主事の配置が進むよう引き続き支援する。
- 国は、学校の教職員が、保護者や地域からの要望等に対応するため、弁護士等の専門家から支援を受けたり、専門的な知見を直接聞いたりすることができるような仕組みを教育委員会が構築することを支援する。
- 国、教育委員会は、警察や弁護士会等の関係機関、関係団体と連携し、不当な要望等への対応について、実例等に基づいた研修を実施する。